

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月24日
【会社名】	株式会社コネクホールディングス
【英訳名】	Connect Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀口 利美
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目7番29号
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	株式会社コネクテクノロジーズ 執行役員経営管理統括本部長兼CFO 長倉 統己
【最寄りの連絡場所】	株式会社コネクテクノロジーズ 東京都新宿区西新宿七丁目7番29号
【電話番号】	株式会社コネクテクノロジーズ 03 - 5332 - 6110
【事務連絡者氏名】	株式会社コネクテクノロジーズ 執行役員経営管理統括本部長兼CFO 長倉 統己
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（注1）
【届出の対象とした募集金額】	（第1回新株予約権） 0円（注2） 32,160,402円（注3） （第2回新株予約権） 0円（注2） 73,401,120円（注3） （第1回新株予約権及び第2回新株予約権の合計） 0円（注2） 105,561,522円（注3）
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

（注）1．本届出書の対象となる新株予約権は、本株式移転に際し、新株予約権に関する株式会社コネクテクノロジーズの新株予約権者に対して株式会社コネクテクノロジーズの新株予約権の代わりに、新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を交付するものです。

2．新株予約権の発行価額の総額です。

3．新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額です。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年11月10日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

#### 第1 組織再編成（公開買付け）の概要

##### 1 組織再編成（公開買付け）の目的等

###### 1．株式移転の背景及び目的

###### (1) 背景及び目的

持株会社体制への移行により想定される費用対効果及び上場維持方針

###### (4) 持株会社体制への移行手順

##### 7 組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）

###### 1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

### 第三部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 5 従業員の状況

###### (2) 連結会社の状況

#### 第4 提出会社の状況

##### 1 株式等の状況

###### (1) 株式の総数等

株式の総数

###### (2) 新株予約権等の状況

###### (6) 大株主の状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

## 第二部【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

### 第1【組織再編成(公開買付け)の概要】

#### 1【組織再編成(公開買付け)の目的等】

##### 1. 株式移転の背景及び目的

##### (1) 背景及び目的

(中略)

持株会社体制への移行により想定される費用対効果及び上場維持方針

持株会社体制への移行は、傘下となる事業会社に対する権限委譲と業績に対する結果責任の明確化による意識改革に加え、後記(2)持株会社体制移行に当たって特に重視した点にありますように、現行体制において意思決定スピードの遅れから生じていた機会損失をなくし、それを確実に収益機会とすることにより、収益を向上させることができると考えております。よって、一定のコストを要するものの、要したコストを早期に吸収・回収した上で更なる企業価値向上が期待できると考えております。なお、持株会社体制の移行にかかる費用は(4)持株会社体制への移行手順におけるSTEP までの費用として約7百万円を見込んでおり、当該費用は、今後の事業収益により回収する予定です。

(株)コネクテクノロジーズは、平成22年11月26日に開催予定の第11期定時株主総会での承認を前提に、平成23年3月1日を期日(効力発生日)として株式移転により完全親会社となる持株会社を設立することといたしました。同時に(株)コネクテクノロジーズは、新設される持株会社の完全子会社となり、(株)コネクテクノロジーズ株式は上場廃止となります。併せて新設される持株会社は、株式会社東京証券取引所への新規上場を申請します。

従って新設される持株会社が新規上場を申請することにより、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

(中略)

##### (4) 持株会社体制への移行手順

(株)コネクテクノロジーズは、以下の方法により持株会社体制への移行を実施します。

#### [STEP ] 株式移転による持株会社設立

平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会での承認を前提に、平成23年3月1日を期日として株式移転方式により純粋持株会社「株式会社コネクホールディングス」を設立し、(株)コネクテクノロジーズは持株会社の完全子会社となります。また、純粋持株会社設立後において4つの基幹事業を再編し、うちシステムソリューション事業とサービス事業の2つを事業軸とするとともに、新たにエンターテインメント事業を事業軸の1つに加え、合計3つの事業軸をもとに展開します。なお、プロダクツ事業とコンサルティング事業はサービス事業として組み入れ統合のうえ、集約します。

(中略)

## 7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

### 1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、(株)コネクテクノロジーズの最終の事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面、備置日から本株式移転が効力を生ずる日までの間に上記 から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の該当事項を記載した書面を、(株)コネクテクノロジーズの本店に平成22年11月11日より備置く予定です。

は、平成22年10月21日開催の(株)コネクテクノロジーズの取締役会において作成し、承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。 は、本株式移転に際して(株)コネクテクノロジーズの新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社新株予約権の内容、数、割当に関する事項が相当であることを説明した書類です。 は、(株)コネクテクノロジーズの前最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。 は備置日から本株式移転が効力を生ずる日までの間に上記 から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の該当事項を記載した書類です。これらの書類は、(株)コネクテクノロジーズの本店で閲覧することができます。

（中略）

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

（中略）

#### 5【従業員の状況】

（中略）

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)コネクテクノロジーズの連結会社の平成22年8月31日の従業員の状況は以下のとおりです。

平成22年8月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
システムソリューション事業	15
プロダクツ事業	7
コンサルティング事業	1
サービス事業	4
全社（共通）	17
合計	44

（注）1．従業員数は就業人員（常用パートを含んでおります。）であります。

2．臨時従業員については全社員の10%以下であり、その重要性が低いと判断したため記載を省略しております。

（中略）

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

平成23年3月1日時点の当社の状況は以下のとおりです。

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	41,747,400
計	41,747,400

(中略)

## (2)【新株予約権等の状況】

(株)コネクトテクノロジーズが発行した新株予約権および新株予約権付社債に付された新株予約権に代えて、当社設立の日の前日の最終の(株)コネクトテクノロジーズの新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権等の状況は以下のとおりです。

(中略)

会社法に基づき発行する新株予約権付社債は、次のとおりです。

## 株式会社コネクトホールディングス第1回新株予約権付社債

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年3月1日)
新株予約権付社債の残高(円)	190,000,000(注)1.
新株予約権の数(個)	38(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株1単元とする予定です。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書別紙7の2をご参照下さい。(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり5,000,000(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成23年3月1日 至平成23年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(注)4. 資本組入額(注)4.
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙7の5をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権が付された本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成22年8月31日現在の株式会社コネクトテクノロジーズ第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の個数です。本株式移転に際して、株式会社コネクトテクノロジーズ第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の成立の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社コネクトホールディングス第1回新株予約権付社債に付された新株予約権1個を交付します。

したがって、株式会社コネクトテクノロジー第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使等により変動の可能性がります。

2. (注) 1. と同じ理由により変動の可能性がります。また、株式移転計画書別紙7の2をご参照下さい。
3. 株式移転計画書別紙7の3をご参照下さい。
4. 株式移転計画書別紙7の6をご参照下さい。
5. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

1. 本新株予約権付社債は、株価の下落により割当株式数が増加することがある。
2. 価額の修正基準及び修正頻度：本新株予約権の転換価額は、以下のとおり、修正される。  
 < 転換価額の修正 >  
 転換価額は、毎週金曜日の株価終値の90%に相当する金額に修正される（毎週金曜日の翌営業日から修正後の転換価額が適用される）。なお、転換価額の修正範囲はその上限を138円とし、下限を35円とする。
3. 転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額：  
 当初転換価額 株式会社コネクトテクノロジー普通株式の株式会社東京証券取引所上場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額（1円未満切捨て）  
 上限転換価額 138円  
 下限転換価額 35円  
 （いずれも「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり修正又は調整されることがある。）
4. 割当株式数の上限、下限：  
 上限 1,376,778株  
 下限 5,428,566株  
 （「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）
5. 本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還ができる。

当社は、平成23年3月24日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。この場合、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。

当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下、「組織再編行為」という。）につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。なお、この場合、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知する。

6. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について社債権者と当社間で締結する予定の取決めの内容  
 当社が社債権者との間で、平成22年10月21日に開催された㈱コネクトテクノロジーの取締役会決議（株式移転計画の承認及び第11期定時株主総会への付議）及び平成22年11月26日開催予定の㈱コネクトテクノロジーの第11期定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき本有価証券届出書の効力発生日をもって取決める予定の内容（以下「買受契約」といいます。）には、下記の内容の条項が含まれております。

先買権として当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権（但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く）又は新株予約権付社債（MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む）を発行（以下、「新株式発行等」という。）しようとする場合には、20個以上の本新株予約権が残存する限り、当社は、次の各規定（主要なもののみ記載）を遵守しない限り、直接又は間接に、新株式発行等を行わないものとする。

- ・ 当社は、社債権者に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券（以下、「提案証券」という。）の発行又は売出又は交換についての書面の通知（以下、「本提案書」という。）を交付するものとする。
- ・ 提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、社債権者は当該本提案書の10取引日（東京証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ）を経過する日までに、社債権者が購入することを希望する提案証券（この場合、割当予定先が提案証券の一部を購入することを選択するときには、割当予定先が購入を選択する金額を記載する）を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない（いずれの場合でも、これを「応諾通知」という）。

なお、ストックオプション目的により、当社及び当社子会社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%（新株予約権の発行の場合に

は、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される）を超えないときは除外する。

（中略）

（６）【大株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において大株主はおりませんが、当社の完全子会社となる㈱コネクトテクノロジーズの平成22年8月31日の大株主の状況は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
堀口利美	東京都港区	43,904	42.94
加来徹也	相模原市南区	9,896	9.67
山内和男	名古屋市西区	1,190	1.16
株式会社バンダイナムコホールディングス	東京都品川区東品川4-5-15	900	0.88
戸賀崎秀彰	東京都文京区	711	0.69
笹岡俊二	広島県西区	700	0.68
須藤邦宏	兵庫県西宮市	644	0.62
山内和男	名古屋市西区	535	0.52
株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7	486	0.47
伊藤広明	東京都町田市	414	0.40
計	-	59,761	58.45

（注）１．所有株式数は、平成22年8月31日現在の所有株式数を基準として、平成22年10月4日付で㈱コネクトテクノロジーズが関東財務局長に提出した当社株式にかかる「臨時報告書」（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により提出したもの）の内容を加味して記載しております。

２．山内和男氏は同性同名ではありますが、株主名簿における住所が異なるため異なる株主として記載しております。

（訂正後）

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

##### 1. 株式移転の背景及び目的

###### (1) 背景及び目的

（中略）

持株会社体制への移行により想定される費用対効果及び上場維持方針

持株会社体制への移行は、傘下となる事業会社に対する権限委譲と業績に対する結果責任の明確化による意識改革に加え、後記(2)持株会社体制移行検討に当たって特に重視した点にありますように、現行体制において意思決定スピードの遅れから生じていた機会損失をなくし、それを確実に収益機会とすることにより、収益を向上させることができると考えております。よって、一定のコストを要するものの、要したコストを早期に吸収・回収した上で更なる企業価値向上が期待できると考えております。なお、持株会社体制の移行にかかる費用は(4)持株会社体制への移行手順におけるSTEP までの費用として約7百万円を見込んでおり、当該費用は、今後の事業収益により回収する予定です。

㈱コネクテクノロジーは、平成22年11月26日に開催予定の第11期定時株主総会での承認を前提に、平成23年3月1日を期日（効力発生日）として株式移転により完全親会社となる持株会社を設立することといたしました。同時に㈱コネクテクノロジーは、新設される持株会社の完全子会社となり、㈱コネクテクノロジー株式は上場廃止となります。併せて新設される持株会社は、株式会社東京証券取引所への新規上場を申請します。

従って新設される持株会社が新規上場を申請することにより、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

（中略）

###### (4) 持株会社体制への移行手順

㈱コネクテクノロジーは、以下の方法により持株会社体制への移行を実施します。

#### 〔STEP 〕株式移転による持株会社設立

平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会での承認を前提に、平成23年3月1日を期日として株式移転方式により純粋持株会社「株式会社コネクホールディングス」を設立し、㈱コネクテクノロジーは持株会社の完全子会社となります。また、純粋持株会社設立後において4つの基幹事業を再編し、うちシステムソリューション事業とサービス事業の2つを事業軸とするとともに、新たにエンターテインメント事業を事業軸の1つに加え、合計3つの事業軸をもとに展開します。なお、プロダクツ事業とコンサルティング事業はサービス事業として組み入れ統合のうえ、集約します。

（中略）

## 7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

### 1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、(株)コネクトテクノロジーズの最終の事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面、備置日から本株式移転が効力を生ずる日までの間に上記 から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の該当事項を記載した書面を、(株)コネクトテクノロジーズの本店に平成22年11月11日より備置してあります。 は、平成22年10月21日開催の(株)コネクトテクノロジーズの取締役会において作成し、承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。 は、本株式移転に際して(株)コネクトテクノロジーズの新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社新株予約権の内容、数、割当に関する事項が相当であることを説明した書類です。 は、(株)コネクトテクノロジーズ最終の事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。 は備置日から本株式移転が効力を生ずる日までの間に上記 から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の該当事項を記載した書類です。これらの書類は、(株)コネクトテクノロジーズの本店で閲覧することができます。

（中略）

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

（中略）

#### 5【従業員の状況】

（中略）

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーズの連結会社の平成22年8月31日の従業員の状況は以下のとおりです。

平成22年8月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
システムソリューション事業	15
プロダクツ事業	7
コンサルティング事業	1
サービス事業	4
全社（共通）	17
合計	44

（注）1．従業員数は就業人員（常用パートを含んでおります。）であります。

2．臨時従業員については、その重要性が低いため記載を省略しております。

（中略）

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

平成23年3月1日時点の当社の状況は以下のとおりです。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	41,474,400
計	41,474,400

(中略)

## (2)【新株予約権等の状況】

(株)コネクトテクノロジーズが発行した新株予約権および新株予約権付社債に付された新株予約権に代えて、当社設立の日の前日の最終の(株)コネクトテクノロジーズの新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権等の状況は以下のとおりです。

(中略)

会社法に基づき発行する新株予約権付社債は、次のとおりです。

## 株式会社コネクトホールディングス第1回新株予約権付社債

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年3月1日)
新株予約権付社債の残高(円)	190,000,000(注)1.
新株予約権の数(個)	38(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株1単元とする予定です。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書別紙7の2をご参照下さい。(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり5,000,000(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成23年3月1日 至平成23年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(注)4. 資本組入額(注)4.
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙7の5をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権が付された本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 本届出書提出日の株式会社コネクトテクノロジーズ第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の個数です。本株式移転に際して、株式会社コネクトテクノロジーズ第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の成立の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の株式会社コネクトホールディングス第1回新株予約権付社債に付された新株予約権1個を交付します。した

がって、株式会社コネクテクノロジー第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

2. (注)1.と同じ理由により変動の可能性があります。また、株式移転計画書別紙7の2をご参照下さい。
3. 株式移転計画書別紙7の3をご参照下さい。
4. 株式移転計画書別紙7の6をご参照下さい。
5. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

1. 本新株予約権付社債は、株価の下落により割当株式数が増加することがある。
2. 価額の修正基準及び修正頻度：本新株予約権の転換価額は、以下のとおり、修正される。  
<転換価額の修正>  
転換価額は、毎週金曜日の株価終値の90%に相当する金額に修正される(毎週金曜日の翌営業日から修正後の転換価額が適用される)。なお、転換価額の修正範囲はその上限を138円とし、下限を35円とする。
3. 転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額：  
当初転換価額 株式会社コネクテクノロジー普通株式の株式会社東京証券取引所上場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額(1円未満切捨て)  
上限転換価額 138円  
下限転換価額 35円  
(いずれも「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり修正又は調整されることがある。)
4. 割当株式数の上限、下限：  
上限 5,428,566株  
下限 1,376,778株  
(「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)
5. 本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還ができる。

当社は、平成23年3月24日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。この場合、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。

当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(以下、「組織再編行為」という。)につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。なお、この場合、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知する。

6. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について社債権者と当社の間で締結する予定の取決めの内容  
当社が社債権者との間で、平成22年10月21日に開催された(株)コネクテクノロジーの取締役会決議(株式移転計画の承認及び第11期定時株主総会への付議)及び平成22年11月26日開催予定の(株)コネクテクノロジーの第11期定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき本有価証券届出書の効力発生日をもって取決める予定の内容(以下「買受契約」といいます。)には、下記の内容の条項が含まれております。

先買権として当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権(但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く)又は新株予約権付社債(MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む)を発行(以下、「新株式発行等」という。)しようとする場合には、20個以上の本新株予約権が残存する限り、当社は、次の各規定(主要なもののみ記載)を遵守しない限り、直接又は間接に、新株式発行等を行わないものとする。

- ・ 当社は、社債権者に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券(以下、「提案証券」という。)の発行又は売出又は交換についての書面の通知(以下、「本提案書」という。)を交付するものとする。
- ・ 提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、社債権者は当該本提案書の10取引日(東京証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ)を経過する日までに、社債権者が購入することを希望する提案証券(この場合、割当予定先が提案証券の一部を購入することを選択するときには、割当予定先が購入を選択する金額を記載する)を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない(いずれの場合でも、これを「応諾通知」という)。

なお、ストックオプション目的により、当社及び当社子会社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合に

は、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される）を超えないときは除外する。

（中略）

（６）【大株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において大株主はおりませんが、当社の完全子会社となる㈱コネクトテクノロジーズの平成22年8月31日の大株主の状況は、以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
堀口利美	東京都港区	43,904	42.94
加来徹也	相模原市南区	9,896	9.67
山内和男	名古屋市西区	1,190	1.16
株式会社バンダイナムコホールディングス	東京都品川区東品川4-5-15	900	0.88
戸賀崎秀彰	東京都文京区	711	0.69
笹岡俊二	広島市西区	700	0.68
須藤邦宏	兵庫県西宮市	644	0.62
山内和男	名古屋市西区	535	0.52
株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7	486	0.47
伊藤広明	東京都町田市	414	0.40
計	-	<u>59,380</u>	<u>58.07</u>

（注）１．所有株式数は、平成22年8月31日現在の所有株式数を基準として、平成22年10月4日付で㈱コネクトテクノロジーズが関東財務局長に提出した当社株式にかかる「臨時報告書」（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により提出したもの）の内容を加味して記載しております。

２．山内和男氏は同性同名ではありますが、株主名簿における住所が異なるため異なる株主として記載しております。